

第436回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和7年1月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 井上隆市委員 2 番 江口勘四郎委員 3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員 5 番 羽島誠一委員 6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員 8 番 富田憲一委員 9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員 11 番 長沼健司委員 12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員 14 番 後藤敏秀委員 15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 なし

傍聴 人

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第510回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第511回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 議 第5号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程8 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程10 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程11 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、1月16日に告示になりました、第436回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和7年1月16日、上山市農業委員会告示第1号により、令和7年1月24日、第436回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和7年1月17日付け農委第288号をもって、第436回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第436回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田敏恵委員、12番、松田陽一委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。4件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の田2筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ

	てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１１番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏は皆沢の株式会社〇〇の社長であります。２３日に電話で対応しました。この田は排水路から水が入っており、その改修を実費ですするため安い価格となっております。改修後は〇〇へ貸し出す予定です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲渡人は鶴脛町二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は阿弥陀地在住の〇〇氏、農業であります。阿弥陀地地内の畑１筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。１９日に〇〇氏と面談を行いました。以前より〇〇氏より頼まれて野菜を作っていたところ、

	今回買って欲しいと言われたとのことです。今後も野菜を作るそうです。何ら問題ないかと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号3について説明いたします。譲渡人は中生居在住の〇〇氏、農業、譲受人は中生居在住の〇〇氏、農業兼会社役員であります。中生居地内の畑1筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号3について、現地調査の結果を報告します。18日現地にて両者と面談を行いました。〇〇氏の自宅に隣接する畑で、20年以上賃貸をしているとのことでした。今後も野菜を作るそうです。よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許

	可申請のうち所有権移転の整理番号 3 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 4 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について説明いたします。譲渡人は檜下在住の〇〇氏、団体職員、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業であります。牧野地内の畑 1 筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。7 番、黒田浩次委員。
黒田委員	整理番号 4 について、現地調査の結果を報告します。19 日に現地確認後、〇〇氏の長男と面談を行いました。現在専業農家をしており、果樹全般を作っています。今回の園地につきましては、作ってほしいとのことでスモモを作っております。きちんと管理されているため何ら問題はないと思われまます。よろしくご審議おねがいします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第 3 条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号 4 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長	日程４、議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。３件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は二日町に事務所を有する株式会社〇〇、建設業、譲渡人は金瓶在住の〇〇氏、無職であります。資材置き場を整備するため、北町地内の田３筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請の整理番号１については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲受人は富山県富山市に事務所を有する株式会社〇〇、不動産業、譲渡人は金瓶在住の〇〇氏、農業であります。駐車場を整備するため、金瓶地内の畑１筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することになりました。次に、整理番号3について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号3について説明いたします。譲受人は山形市に事務所を有する〇〇株式会社、製造業、譲渡人は中山在住の〇〇氏、農業、及び〇〇氏、農業であります。工場を増設するため、中山地内の畑12筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号3については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することになりました。
議長	日程5、議第3号、第510回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第3号、第510回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。2件の申請がございました。

	整理番号 1 について説明いたします。譲受人は檜下在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は檜下在住の〇〇氏であります。檜下地内の田 2 筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 2 について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。譲受人は藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、譲渡人は藤吾在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 1 筆、赤坂地内の田 2 筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 2 については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、議第 4 号、第 511 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権

	設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第４号、第５１１回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。１８件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は金生一丁目在住の〇〇氏であります。仙石地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２から５は関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から５について説明いたします。ページは７ページにまたがります。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は長清水二丁目在住の〇〇氏、〇〇氏、川口在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。高松地内の田２筆、川口地内の田５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２から５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６及び７は関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号６及び７について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は仙石在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。仙石地内の田２筆について使用貸借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６及び７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号９及び１０は関連がありますので一括して、事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号９及び１０について説明いたします。ページは８ページにまたがります。借り人は矢来四丁目在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田３筆、畑１筆について使用貸借権または賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言無しと認めます。お諮りいたします。整理番号９および１０については原案の通り許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は上生居在住の〇〇氏であります。上生居地内の畑２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１２について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑３筆について使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程７、議第５号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第５号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたしますので、別紙の議案書「上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご覧願います。 近隣農地での作業を行う従業員の駐車場及び隣接する出荷施設の冬期間の雪捨て場であり、用途区分の変更は当該地域の農業の振興に資するもの

	と認められるとするものであります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑、意見があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。
議長	日程 8、報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 9 ページをお開きください。8 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は久保手在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する有限会社〇〇であります。久保手地内の田 1 筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は金生西三丁目在住の〇〇氏であります。仙石地内の田 1 筆について

	解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は金瓶在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。貸し人は新湯在住の〇〇氏、借り人は松山一丁目在住の〇〇氏であります。長清水地内の田２筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５及び６については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５及び６について説明いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は永野在住の〇

	○氏であります。永野地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 7 及び 8 については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 7 及び 8 について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は泉川在住の○○氏、借り人は美咲町在住の○○氏であります。泉川地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言無しと認めます。
議長	日程 9、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。ページは 12 ページにまたがります。12 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 6 及び 9 については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。

議長	日程 10、報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 3 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 13 ページをお開きください。2 件の届出がございました。 整理番号 1 及び 2 は関連がありますので、一括して説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は矢来四丁目在住の〇〇氏、借り人は皆沢在住の〇〇氏であります。檜下地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 11、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 14 ページをお開きください。1 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は山辺町在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑 1 筆について申請があったものです。平成 6 年以前に小屋を建築し、宅地として使用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと

議長	と思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後2時6分)

議事録署名委員

議事録署名委員